

KPI(重要業績評価指標)の推移等

参考資料3

(1)基盤的保険者機能

令和7年度 KPI (案) ※ () 内は令和6年度KPI		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和4～6年度の平均値※1 (KPIに関係する場合のみ記載)
		実績	実績	実績	
被保険者一人当たりのレセプト内容点検効果額	過去3年度の平均値以上とする (183円以上)	176.3円	226.8円	10月査定分まで： 118.3円	173.8円
現年度の返納金債権の回収率	過去3年度の平均値以上とする (87.6%以上)	67.5%	87.6%	11月末時点： 69.8%	75.0%
過年度の返納金債権の回収率	過去3年度の平均値以上とする (13.7%以上)	16.0%	13.7%	11月末時点： 5.6%	11.8%
高額療養費の勧奨に占める申請割合	過去3年度の平均値以上とする (84.1%以上)	81.5%	84.1%	11月末時点： 80.4%	82.0%
職務上の上乗せ給付等の勧奨に占める申請割合	過去3年度の平均値以上とする (84.72%以上)	84.2%	84.7%	11月末時点： 75.2%	81.4%

※1 「令和4～6年度の平均値」は、令和6年度における年度途中の実績等を基に算出しているため、暫定値である。

(2)戦略的保険者機能

令和7年度 KPI ※（）内は令和6年度KPI		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和4～6年度の平均値※1 (KPIに関係する場合のみ記載)
		実績	実績	実績	
生活習慣病予防健診受診率	<u>52.0%</u> 以上 (50.0%以上)	46.4%	48.3%	9月末時点： 24.9%	—
船員手帳健康証明書データ取得率	<u>19.0%</u> 以上 (18.0%以上)	17.9%	15.6%	9月末時点： 未実施	—
被扶養者の特定健診受診率	<u>34.0%</u> 以上 (32.0%以上)	28.9%	30.0%	9月末時点： 12.0%	—
【新設】 健診実施者数と健診対象者数の対前年度増減率	健診実施者数の対前年度増減率を健診対象者数の対前年度増減率以上とする	実施者数増減率 0.4%	実施者数増減率 1.5%	実施者数増減率 2.1% (9月末時点)	—
		対象者数増減率 ▲3.9%	対象者数増減率 ▲2.6%	対象者数増減率 3.3% (9月末時点)	
被保険者の特定保健指導実施率	<u>19.0%</u> 以上 (16.0%以上)	13.7%	15.1%	9月末時点： 20.3%	—
被扶養者の特定保健指導実施率	<u>26.0%</u> 以上 (25.0%以上)	21.8%	26.0%	9月末時点： 28.8%	—
【新設】 特定保健指導実施者数と特定保健指導対象者数の対前年度増減率	特定保健指導実施者数の対前年度増減率を特定保健指導対象者数の対前年度増減率以上とする	実施者数増減率 ▲3.9%	実施者数増減率 ▲8.1%	実施者数増減率 ▲10.6% (9月末時点)	—
		対象者数増減率 ▲8.0%	対象者数増減率 ▲17.8%	対象者数増減率 0.4% (9月末時点)	
オンライン禁煙プログラム参加者における禁煙終了者 (ただし、当該年度中にプログラムが終了した者)	<u>100人</u> 以上 (70人以上)	126人	164人	11月末時点： 7人	—
「船員の健康づくり宣言」参加船舶所有者の対前年度増加数	60社以上 (60社以上)	25社増	135社増	11月末時点： 83社増	—

※1 「令和4～6年度の平均値」は、令和6年度における年度途中の実績等を基に算出しているため、暫定値である。

(2)戦略的保険者機能

令和7年度 KPI ※（）内は令和6年度KPI		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和4～6年度の平均値※1 (KPIに関係する場合のみ記載)
		実績	実績	実績	
ジェネリック医薬品使用割合（数量ベース）	対前年度以上とする（85.0%以上）	84.6%	86.1%	9月診療分まで： 87.3%	－
【新設】 ジェネリック医薬品使用割合（金額ベース）	対前年度以上とする	58.5%	62.1%	9月診療分まで： 62.1%	－
ホームページへのアクセス総件数	前年度と過去3年度の平均値のいずれか高い値以上とする※2 (1,075,580件以上)	1,241,586件	1,075,580件	9月末時点： 627,747件	851,664件
【新設】 船員保険健康アプリを活用し、毎月情報発信を行う	－	－	－	－	－
【新設】 船員健康づくりサポーターの委嘱者数	対前年度以上とする	－	167人	11月末時点： 251人	－

※1 「令和4～6年度の平均値」は、令和6年度における年度途中の実績等を基に算出しているため、暫定値である。

※2 ホームページアクセス数集計ツール仕様変更に伴いアクセス数の集計方法が令和5年度より変更となったため、令和4年度以前の数値は除外する。